

受精卵(胚)・卵子凍結保存 延長(破棄)について

◆ 保険で更新される方

以下の内容に全て該当する方

- ①治療計画を立てて現在保険診療で通院中の方
- ②保険適応での胚移植が回数制限を超えていない方
- ③保険適応の年齢制限内の方

更新料とお手続き方法

●お手続き方法 診察時にお申し出いただくか、受付時間内に窓口までお越しください。

ご準備いただく物

- ・受精卵(胚)・卵子凍結保存延長申請書 (HPよりダウンロードし、必要事項をご記入ください)
- ・凍結胚の更新に関するご案内 (紛失しないようご注意ください)
- ・奥様の保険証と診察券
- ・更新料 10,500円/年

ご準備いただく物に不備があった場合、更新のお手続きができませんので予めご了承ください。

●更新手続き期間

凍結保存更新日から翌月同日までとなります。

例) 凍結保存更新日が2025年4月1日の場合、2025年4月1日～5月1日。

更新期間内に凍結保存更新手続きを行わなかった場合には、破棄となります。

原則として、更新期間を過ぎての手続きはお受け致しかねます。ご注意ください。

◆ 自費で更新される方

以下のいずれかに該当される方

- ①妊娠、その他の事情により不妊治療が中断されている方 ※1
- ②保険適応での胚移植の回数制限を超えた方
- ③保険適応の年齢制限を超えた方
- ④自費で治療、延長保存されている方

更新料とお手続き方法

●お手続き方法 受付時間内に窓口にお越しください。

ご準備いただく物

- ・受精卵(胚)・卵子凍結保存延長申請書 (HPよりダウンロードし、必要事項をご記入ください)
- ・凍結胚の更新に関するご案内 (紛失しないようご注意ください)
- ・奥様の保険証と診察券
- ・更新料 37,800円/年

ご準備いただく物に不備があった場合、更新のお手続きができませんので予めご了承ください。

※1 治療再開を検討されている方は、更新の際に診察が必要な場合がありますので事前にご連絡ください。

●更新手続き期間

凍結保存更新日から翌月同日までとなります。

例) 凍結保存更新日が2025年4月1日の場合、2025年4月1日～5月1日。

更新期間内に凍結保存更新手続きを行わなかった場合には、破棄となります。

原則として、更新期間を過ぎての手続きはお受け致しかねます。ご注意ください。

ご注意

- ・更新日が近付いても当院からお知らせは致しませんので、更新日はお忘れのないようお願いいたします。

凍結保存胚破棄の手続き方法

- ・HPより、「凍結受精卵（胚）・卵子破棄同意書」をプリントアウトして必要事項をご記入の上ご持参ください。その際、署名・捺印など記入漏れの無いようご注意ください。
- ・印刷できない場合、当院窓口にて同意書をお渡ししますので、お手数ですが一度ご来院ください。
- ・治療中でも、凍結胚・凍結卵子の保存期間延長を希望されない場合は、すみやかにお申し出ください。
- ・ご夫婦もしくは、ご主人様、奥様のどちらかがご来院ください。
- ・必ず、「凍結胚の更新に関するご案内」の用紙もご持参ください。

ご注意

凍結胚・凍結卵子破棄の場合は、院長による面談（診察）にて直接破棄のご意思を確認させていただいた後、破棄とさせていただきます。予約を取ってご来院ください。

※ご不明な点がございましたら、体外受精説明会でお配りした「配偶子（卵子・精子）/胚の凍結保存と融解配偶子/胚の移植について」をご覧ください。